

○河内町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則

平成4年3月27日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、河内町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例（平成4年条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第3条第2項第1号の規則で定める者）

第2条 条例第3条第2項第1号の規則で定める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 東日本高速道路株式会社、日本下水道事業団及び自動車安全運転センター
 - (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定により認可された土地改良区連合
 - (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
 - (4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
 - (5) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
 - (6) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
 - (7) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
 - (8) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- （条例第3条第2項第4号の規則で定める事業）

第3条 条例第3条第2項第4号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による認可を受けた採取計画に基づく事業
- (2) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による認可を受けた採取計画に基づく事業
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において行う事業

(4) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第3項の規定による指示措置等として行う事業又は同法第22条第1項の規定による許可を受けた汚染土壌処理施設において行う事業

(5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けて行う事業

（条例第3条第2項第5号の規則で定める事業）

第4条 条例第3条第2項第5号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 非常災害が発生した後の必要な応急措置として行う事業

(2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う事業

(3) 農地を改良するための客土を行う事業で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものの

ア 事業区域の面積が3,000平方メートル未満であること。

イ 農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについて（平成3年農管第600号農地部長通知）第3条第2項の規定による農地改良協議を行い同意を得ていること。

(4) 居住の用に供する土地の区域内において行う庭の造成又は維持、修繕等通常の管理行為のために行う事業

(5) 製品の製造若しくは加工又は販売のために行う土砂等のたい積

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が認める土地の埋立て等

（事業の許可申請）

第5条 条例第5条第1項の規定による許可を受けようとする事業主等（以下「申請者」という。）は、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積事業許可申請書（様式第1号）に次の各号に掲げられる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 位置図（縮尺50,000分の1）

(2) 土地登記簿謄本

(3) 土地所有者との埋立て等に関する契約書（土地所有者が事業主の場合は不要）

(4) 法人登記簿謄本（事業主等が法人でない場合は不要）

(5) 事業請負契約書の写し

(6) 印鑑登録証明書（事業主等が法人の場合は、当該法人に係る印鑑証明書）

(7) 隣接地主等の同意書

(8) 関係公共機関の意見書

- (9) 農地法の適用を受ける場合は、その申請書の写し
- (10) 誓約書（様式第2号）及び河内町暴力団排除条例（平成23年条例第10号）に関する誓約書（様式第2号の1）
- (11) 土砂等発生、処分フローシート（様式第3号）
- (12) 土砂等発生証明書（様式第3号の1）及び土壌検査表（様式第3号の2）
- (13) 公図の写し及び周辺の土地利用図
- (14) 土砂等搬入経路図
- (15) 現況平面図及び現況縦横断面図
- (16) 計画平面図及び計画縦横断面図
- (17) 雨水排水対策計画図

（事業の許可・不許可）

第6条 町長は、前条の規定による申請に対し、内容を審査し、事業（許可・不許可）決定通知書（様式第4号）を事業主等に交付する。

（事業の開始届）

第7条 条例第7条の規定による届出は、事業開始届（様式第5号）により行うものとする。

（施工基準）

第8条 条例第8条の規定による施工基準は、別表に掲げるとおりとする。

（事業内容等変更の許可申請）

第9条 条例第9条第1項の規定による許可を受けようとする事業主等は、事業内容等変更許可申請書（様式第6号）に、その内容を示す第2条各号に掲げる書類及び図面を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が不必要と認めた場合は、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

2 町長は、前項の規定による申請に対し、内容を審査し、事業内容等変更（許可・不許可）決定通知書（様式第7号）を事業主等に交付する。

（勧告及び命令の様式）

第10条 条例第10条及び第12条の規定による停止命令は、停止命令書（様式第8号）により、条例第10条の規定による措置命令は、措置命令書（様式第9号）により、条例第11条の規定による改善勧告は、改善勧告書（様式第10号）により、条例第12条の規定による改善命令は、改善命令書（様式第11号）により、それぞれ行うものとする。

（許可の取消し）

第11条 条例第15条の規定による許可の取消しは、事業許可取消通知書（様式第12号）に

より行うものとする。

(事業の完了報告)

第12条 条例第16条の規定による報告は、事業完了報告書(様式第13号)により行うものとする。

(身分証明書)

第13条 条例第19条第2項の規定による身分を示す証明書は、様式第14号の身分証明書とする。

(公表の方法)

第14条 条例第23条の規定による公表は、町広報紙への掲載その他の方法により行うものとする。

附 則

この規則は、平成4年5月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第3号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第36号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に着手している土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為については、この規則の規定は適用しない。

附 則(平成29年6月27日規則第19号)

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(平成30年6月19日規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の河内町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に申請を行う土地の埋立て等について適用し、この規則の施行の日前に申請を行う土地の埋立て等については、なお従前の例による。

附 則(令和6年3月15日規則第3号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 26 日規則第 12 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

施工基準（条例第 8 条）

第 1 共通基準

1 周辺対策

事業の施工に当っては、粉じん、騒音、振動及び土砂等の流出等の防止対策を講じ、周辺の生活環境を損なわないようにすること。

2 事業期間

事業期間は、3 ヶ月以内とすること。ただし、事業期間がそれ以上になる場合は、事前に協議すること。

3 作業時間等

- (1) 作業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとすること。
- (2) 日曜日、祝祭日及び年末年始は、原則として作業を行わないこと。

4 交通安全対策

- (1) 土砂等搬入経路は、あらかじめ道路管理者と協議すること。
- (2) 土砂等搬入経路が通学路の場合は、登下校時間帯の通行禁止等危険防止のために必要な措置を講じること。
- (3) その他交通誘導員の配置、標識の設置及び安全施設の設置等必要な措置を講じること。

5 安全対策

- (1) 事業区域の周辺には、みだりに人が立入るのを防止するため、必要な措置を講じること。
- (2) 出入口は、原則として 1 箇所とし、不法投棄がされないような構造とすること。
- (3) 事業内容を示す表示板（様式第 15 号）を出入口に設置すること。

6 事故対策

- (1) 町民の生命及び財産に対する危害、迷惑を防止するため、必要な措置を講じること。
- (2) 地上及び地下の工作物、水域、樹木、井戸水等に損害を与え、又はその機能を阻害することのないように、必要に応じて事前調査を行うなど、適切な防護の措置を講

じるとともに、当該事業の施工に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たること。

- (3) 事業施工中、事業の施工に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が生じたときは、応急措置等必要な措置を講じるとともに事故発生の原因及び経過並びに被害の内容等について遅滞なく町長に報告すること。

7 特定有害物質等の基準値

物質	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1に定める方法を除く。）
有機リン（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。）	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65.2に定める方法（規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本工業規格K0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
ヒ素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下かつ、埋立て等区域の土地利用目的が農用地（田に	検液中濃度に係るものにおいて、規格61に定める方法、農用地に係るものにおいては、農用地土

	限る。)である場合にあっては、 試料1キログラムにつき15ミリ グラム未満	壤汚染対策地域の指定要件に係る 砒素の量の検定の方法を定める省 令(昭和50年総理府令第31号)第1 条第3項及び第2条に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミ リグラム以下	水質汚濁に係る環境基準(昭和46 年環境庁告示第59号。以下「昭和 46年環境庁告示第59号」という。) 付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表2 及び環境庁告示第64号付表3に掲 げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3 に掲げる方法
銅	埋立て等区域の土地利用目的が 農用地(田に限る。)である場 合にあっては、試料1キログラム につき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要 件に係る銅の量の検定の方法を定 める省令(昭和47年総理府令第66 号)第1条第3項及び第2条に定める 方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリ グラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は 5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリ グラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、 5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩 化ビニル又は塩化ビニ ルモノマー)	検液1リットルにつき0.02ミリ グラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準 (平成9年環境庁告示第10号)付表 に掲げる方法
1、2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリ グラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1、1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグ ラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は 5.3.2に定める方法
シス—1、2—ジクロロエ チレン	検液1リットルにつき0.04ミリ グラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は 5.3.2に定める方法

1、1、1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1、1、2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラトリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1、3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベルカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c)（注(6)第3文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略刷ることができる。）及び昭和46年環境庁告示第59号付表6掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1、4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリ	昭和46年環境庁告示第59号付表7

	グラム以下	に掲げる方法
水素イオン濃度指数	4以上9未満	地盤工学会基準JGS0211—200＊ 「土懸濁液のpH試験方法」

第2 技術基準

1 事業の施工上の基準

事業を完了するときは、敷均しを行い、十分転圧し、整地をすること。

2 排水施設

事業を施工する場合は、雨水及びその他の地表水を排出するために必要な施設を設置すること。

3 その他の基準

事業を施工する場合は、この施工基準によるほか、関係法令を遵守すること。

許可条件

第1 共通基準

1 周辺対策

- (1) 事業の施工にあたっては、粉じん、騒音、振動及び土砂の流出防止をすること。
- (2) 土砂等の搬入による道路の破損については、申請者が責任をもって原形復旧をすること。
- (3) 搬入経路に水道管及びパイプライン等が埋設してある場合は、水道管理事務所及び土地改良区等の関係機関と事前協議し、事業を施工すること。

2 事業期間

- (1) 事業期間は、3ヶ月以内とすること。
- (2) それ以上になる場合は、事前に協議すること。

3 作業時間

- (1) 作業は、午前8時30分から午後5時までとすること。
- (2) 日曜日、祝祭日及び年末年始は事業を行わないこと。

4 交通安全対策

- (1) 搬入経路は、あらかじめ道路管理者と協議すること。
- (2) 搬入経路が通学路の場合、登下校時間帯の通行を禁止すること（搬入は、しないこと）。
- (3) 交通誘導員、標識の設置など安全対策を講じること。

5 安全対策

- (1) 事業区域の周辺には、みだりに人の立入りを防止するため、必要な措置を講じること。
- (2) 出入口は、1箇所とする（不法投棄がされない構造とする）。
- (3) 出入口に事業内容を示す表示板を設置すること。

6 事故対策

- (1) 町民の生命及び財産に危害を与えないよう必要な措置を講じること。
- (2) 地上、地下の工作物、水域、樹木、井戸等に損害を与えないよう事前調査をすること。
- (3) 事業中、事故（人身、物損）が発生した場合は、応急措置等必要な措置を講じるとともに、事故の発生原因並びに被害の内容等を遅滞なく町長に報告すること。

第2 技術基準

1 事業の施工上の基準

事業完了後は、敷均しを行い、十分に転圧し、整地をすること。

2 排水施設

雨水及びその他の地表水を排出するために必要な施設を設置すること。

3 その他の基準

施工基準によるほか、関係法令を遵守すること。

事業が完了したときは、その日から15日以内に、町長に事業完了報告書（様式第13号）を提出すること。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

事業許可申請書

河内町長 様

事業主住所氏名印
電話番号
(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

事業施工者住所氏名印
電話番号
(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

土砂等による土地の〔埋立て・盛土・たい積〕を下記のとおり施工したいので申請いたします。

記

1 事業区域

土 地 の 表 示		地 目		面 積 (㎡)	所 有 者
所 在 番 地	台 帳 現 況				

合計 筆 ㎡

2 事業計画

土砂等の発生現場 及び事業名		
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	
1日の搬入台数及 び土量	t車(m ³)	台
	計	m ³
総 土 量	m ³	
土 質		
搬入車両の台数 及びナンバー	台	
使用重機の台数及 び種別		
跡 地 利 用		

3 添付書類及び図面

- ☐ (1) 位 置 図
- ☐ (2) 土地登記簿謄本
- ☐ (3) 土地所有者との埋立て等に関する契約書(土地所有者が事業主の場合は不要)
- ☐ (4) 法人登記簿謄本(事業主又は事業施工者が法人でない場合は不要)
- ☐ (5) 事業請負契約書の写し
- ☐ (6) 印鑑登録証明書(事業主又は事業施工者が法人の場合は、当該法人に係る印鑑証明書)
- ☐ (7) 隣接地主及び付近住民の同意書
- ☐ (8) 関係公共機関の意見書等
- ☐ (9) 農地法の適用を受ける場合は、その申請書の写し
- ☐ (10) 誓約書(事業主又は事業施工者、様式第2号)及び河内町暴力団排除条例に関する誓約書(事業主又は事業施工者、様式第2号の1)
- ☐ (11) 土砂等発生、処分フローシート(様式第3号)
- ☐ (12) 土砂等発生証明書(様式第3号の1)及び土壌検査表(様式第3号の2)
- ☐ (13) 公図の写し及び周辺の土地利用図
- ☐ (14) 土砂等搬入経路図
- ☐ (15) 現況平面図及び現況縦横断面図
- ☐ (16) 計画平面図及び計画縦横断面図
- ☐ (17) 雨水排水対策計画図

(注) 提出した書類及び図面の□欄にチェックをすること。

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

誓 約 書

河内町長 様

事業主 住 所
氏 名 印
電話番号
〔法人にあっては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
事業施工者 住 所
氏 名 印
電話番号
〔法人にあっては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

私は、河内町土砂等による土地埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例を厳守して、事業を施工することを誓約いたします。

様式第2号の1(第2条関係)

年 月 日

河内町暴力団排除条例に関する誓約書

河内町長 様

事業主住所

氏名

電話番号

法人にあっては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

事業施工者住所

氏名

電話番号

法人にあっては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

私は、河内町暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。

事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して町が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。また、町が必要と認める場合に行う茨城県警察本部へ照会することについて承諾します。

役員名簿（法人の場合）

氏 ふりがな 名	役職名	生年月日	性別

備考 役員名簿の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、役員名簿を添付すること。

様式第3号(第2条関係)

年 月 日

土砂等発生、処分フローシート

土砂等発生現場

事業名	
事業場所	
土砂等発生の工法	
事業発注者	
住所	
代表者名	
電話番号	

元 請

住所	
法人名	
代表者名	
電話番号	

下 請 等

住所	
法人名	
代表者名	
電話番号	

搬入先(事業施工者)

住所	
法人名	
代表者名	
電話番号(昼間)	
(夜間)	

(注) 電話番号等は、確認のため問い合わせることがあるので、正確に記入すること。
土砂等発生現場付近の地図を添付すること。
下請等がいくつかある場合は、すべて記載すること。

様式第3号の1（第2条関係）

土砂等発生証明書

年 月 日

事業施工者

様

発生元事業者

住 所

事業者名

代表者又は現場責任者

印

電話番号

次のとおり搬出する土砂等が次の工事現場から発生し、又は採取された土砂等であることを証明します。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

工 事 名	
工事施工場所	
発 注 者	
工事施工期間	
当該工事に係る土砂等発生 総量	m ³ （うち搬出契約量 m ³ ）
今回の証明に係る土砂等の 量	m ³ （5,000 m ³ 以内）
発生土砂等の地質分析（濃 度）結果証明書の有無	有 ・ 無 別紙のとおり
発生土砂等の区分	
発生土砂等運搬契約者名	住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名
発生土砂等埋立事業者名	（一時的積特定事業場） 住所 氏名 （埋立て等の事業場） 住所 氏名

注 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

様式第3号の2（第2条関係）

土 壌 検 査 表									
様				年 月 日					
				分析機関名		印			
				代表者					
				所在地					
				電話番号					
				環境計量士		印			
年 月 日に依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果等を次のとおり証明します。									
(検体番号)									
項 目	単位	測定値	基準値	測 定 方 法					
カドミウム	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 55					
全シアン	mg/l		不検出	日本工業規格 K0102 38 (38.1.1の方法を除く。)					
りん 有機燐	mg/l		不検出	昭和49環告第64号付表1、日本工業規格 K0102 31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49環告第64号付表2）					
鉛	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 54					
六価クロム	mg/l		0.05	日本工業規格 K0102 65.2 (65.2.6に定める方法により塩分濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本工業規格K0170—7の7のa)又はb) に定める操作を行う。)					
砒素	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 61					
総水銀	mg/l		0.0005	昭和46環告第59号付表1					
アルキル水銀	mg/l		不検出	昭和46環告第59号付表2、昭和49環告第64号付表3					
PCB	mg/l		不検出	昭和46環告第59号付表3					
ジクロロメタン	mg/l		0.02	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2					
四塩化炭素	mg/l		0.002	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5					
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	mg/l		0.002	平成9環告第10号付表					
1, 2-ジクロロエタン	mg/l		0.004	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.3.2					
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l		0.1	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2					
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2					
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l		1	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5					
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l		0.006	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5					
トリクロロエチレン	mg/l		0.03	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5					
テトラクロロエチレン	mg/l		0.01	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5					
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1					
チウラム	mg/l		0.006	昭和46環告第59号付表4					
シマジン	mg/l		0.003	昭和46環告第59号付表5第1, 第2					
チオベンカルブ	mg/l		0.02	昭和46環告第59号付表5第1, 第2					
ベンゼン	mg/l		0.01	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2					
セレン	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 67.2, 67.3, 67.4					
ふっ素	mg/l		0.8	日本工業規格 K0102 34.1, 34.4, 34.1c) (注(6)第3文を除く。)及び昭和46環告第59号付表6					
ほう素	mg/l		1	日本工業規格 K0102 47.1, 47.3, 47.4					
1, 4-ジオキサン	mg/l		0.05	昭和46環告第59号付表7					
農用地 (田に限る。)	ひ 砒素	mg/kg	15	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るひ砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条				含 有 試 験	
	銅	mg/kg	125	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条					
水素イオン濃度指数		—	4以上 9未満	地盤工学会基準JGS0211—200*「土懸濁液のpH試験方法」					
検体の性状		形状	色			におい			
備考									

- 備考 1 「昭和46環告第59号」とは、水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）をいう。
 2 「昭和46環告第64号」とは、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）をいう。
 3 「平成9環告第10号」とは、地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）をいう。

様式第4号(第3条関係)

第 号
年 月 日

事業の(許可・不許可)決定通知書

事業主 様
事業施工者 様

河内町長 印

年 月 日付けで事業の許可申請があった 事業について、下記の
とおり事業の(許可・不許可)決定をしたので通知します。

許可条件

様式第5号(第4条関係)

年 月 日

事業開始届

河内町長 様

事業主 住 所
氏 名
電話番号
〔法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
事業施工者 住 所
氏 名
電話番号
〔法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け第 号で事業許可のあつた 事業について、下記の
とおり事業を開始しますのでお届けします。

記

1 事業区域 河内町

外 筆 計 m²

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了予定年月日 年 月 日

(注) 事業開始前の状況写真を添付すること。

様式第6号(第6条関係)

年 月 日

事業内容等変更許可申請書

河内町長 様

事業主 住所
氏 名
電話番号
〔法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

事業施工者 住所
氏 名
電話番号
〔法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け第 号で事業許可のあつた 事業について、事業内容に変更が生じたので下記のとおり申請いたします。

記

事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	
変 更 理 由	

添付書類及び図面

- ・

.....

・

.....

・

.....

・

.....
- ・

.....

・

.....

・

.....

・

.....

様式第7号(第6条関係)

第 号
年 月 日

事業内容等変更(許可・不許可)決定通知書

事業主 様
事業施工者 様

河内町長 印

年 月 日付けで事業内容等変更許可申請のあった 事業について、下記のとおりに変更の(許可・不許可)決定をしたので通知します。

記

許可条件

様式第8号(第7条関係)

第 号
年 月 日

停 止 命 令 書

様

河内町長 印

あなたが河内町 で行っている 事業は、河内町土砂等による土地
の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第 条 項に違反しているので、同
条例第 条の規定に基づき、事業の停止を命ずる。

様式第9号(第7条関係)

第 号
年 月 日

措 置 命 令 書

様

河内町長 印

あなたが河内町 で行っている 事業は、河内町土砂等による土地
の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第 条 項に違反しているので、同
条例第 条の規定に基づき、下記の措置をとることを命ずる。

記

命ずる措置

措置期限

年 月 日

様式第10号(第7条関係)

第 号
年 月 日

改 善 勧 告 書

様

河内町長 印

あなたが河内町 で行っている 事業は、河内町土砂等による土地
の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第8条に違反しているので、同条例第11
条の規定に基づき、下記のとおり改善するよう勧告する。

記

改 善 箇 所

改 善 方 法

改 善 期 限

年 月 日

様式第11号(第7条関係)

第 号
年 月 日

改 善 命 令 書

様

河内町長 印

あなたが河内町 で行っている 事業は、河内町土砂等による土地
の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第 条第 項に違反しているので、
同条例第12条の規定に基づき、下記のとおり改善することを命ずる。

記

改 善 箇 所	
改 善 方 法	
改 善 期 限	年 月 日

様式第12号(第8条関係)

第 号
年 月 日

事業許可取消通知書

様

河内町長 印

年 月 日付け第 号で行った、 事業の許可を、河内町
土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第15条の規定により取
り消したので通知します。

様式第13号(第9条関係)

年 月 日

事業完了報告書

河内町長 様

事業主 住 所
氏 名
電話番号
〔法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

事業施工者 住 所
氏 名
電話番号
〔法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け第 号で事業許可のあつた 事業について、
下記のとおり事業が完了しましたので報告いたします。

記

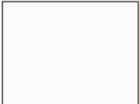
事業完了年月日 年 月 日

(注) 事業完了後の現場写真を添付すること。

様式第14号(第10条関係)

身 分 証 明 書

(表)縦7cm×横10cm (写真縦3cm×横2cm)

		第	号
	身 分 証 明 書		
	職 氏	名	
上記の者は、河内町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第19条第1項の規定による立入検査をする職員であることを証明する。			
		年 月 日	
河内町長			印

(裏)

河内町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例(抜粋)
第19条 町長は、この条例の施行に関し必要な限度において、その職員をして、事業区域に立入らせ、施設その他物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第15号(別表関係)

事業内容を示す表示板

縦70cm×横100cm

	土地の埋立て、盛土及びたい積行為			
許 可 番 号	第 号			
事 業 区 域	河内町			
面 積	外		筆	
			m ²	
事 業 期 間	自	年	月	日
	至	年	月	日
事 業 主	住 所	連絡先電話番号(昼)		
	氏 名	(夜)		
事 業 施 工 者	住 所	連絡先電話番号(昼)		
	氏 名	(夜)		
現 場 責 任 者	住 所	連絡先電話番号(昼)		
	氏 名			

